

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための
研修の実施について

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、医師が必要と認める場合に確実に実施されることが重要であり、この件数の増加のため、更なる検査体制の整備が急務となっている。PCR検査については、検査のための鼻腔・咽頭拭い液の検体採取と、採取した検体のPCR検査実施を行う必要があり、検査体制の整備に当たっては、検体採取業務を行うことができる医師、看護職員又は臨床検査技師及びPCR検査業務を行うことができる者（臨床検査技師等）の人材を確保することが重要である。

さらに、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられるとの見解が、別添1の「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」（令和2年4月27日付け厚生労働省医政局医事課及び歯科保健課連名事務連絡）において示されており、歯科医師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に際しては、必要な研修を受講することが示されている。

また、採取した検体のPCR検査業務については、手技の煩雑さから適切な処置を行うために必要な技術習得のための研修を受けることが望ましい。

これらの研修を自治体が開催するに際しては、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金（感染症発生動向調査事業）の活用が可能であり、地域の歯科医師会・

臨床検査技師会等に対する各研修の委託など含め実施を検討されたい。なお、各都道府県歯科医師会及び各都道府県臨床検査技師会（以下「地臨技」という。）に実施における協力が得られることとなっており、実施に当たっては、あらかじめ後掲の問い合わせ先にご連絡されたい。

については、関係団体との連携を密にし、当該補助金を活用した更なる検査体制の整備をお願いする。

○各研修の実施に当たる問い合わせ先

(1) 歯科医師の研修：新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修

問い合わせ先：厚生労働省医政局歯科保健課

(2) 臨床検査技師の研修：新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において採取した検体の検査手技の研修

問い合わせ先：一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

※ なお、日臨技及び地臨技が協力をして当該研修を実施する場合の具体的な研修方法等については、別添2のとおり日臨技においてとりまとめているため、あわせて参考されたい。

新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において 採取した検体の検査手技の研修 開催要領

第1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言は解除されたが、今後起こりうる第2波の感染拡大を想定した対策が急務となっている。政府はPCR検査体制を拡大させる政策を進めてきており、そのための検査要員の確保等についても、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）に支援要請をされている。

このような経緯を踏まえ、日臨技が4月15日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化支援について」を通じて、都道府県技師会及び会員・OB・OGに検査体制の支援要員の呼びかけに多数の方々が登録をいただいている。

今回の研修は支援登録していただいた方等を含めて、PCR検査に従事できる臨床検査技師等を育成し、全国の医療機関、検査機関などにおけるための核酸増幅検査（PCR等）要員確保と体制整備を目的に開催するものである。

第2 研修会の開催方法、実施主体

本研修会は、核酸増幅検査（PCR等）基礎研修と実地研修により実施し、核酸増幅検査（PCR等）基礎研修については日臨技が実施主体に、また、実地研修（実技指導）については、都道府県、政令市、特別区（以下「都道府県等」という。）が実施主体となり、それぞれ実施するものとする。

ただし、実地研修については、都道府県等の委託を受け、当該都道府県臨床（衛生）検査技師会（以下「地臨技」という。）が業務の全部または一部を受託することができる。

第3 受講対象者

- ① 都道府県等においてPCR検査のための要員確保と医療機関において検査の導入を検討し体制整備のため必要とする者
- ② 日臨技へ支援登録した臨床検査技師。

なお、地臨技が実地研修会の開催に際し都道府県等の意見を取りまとめたうえで、受講者との調整を行うものとする。

第4 開催方法、開催期間

1. 核酸増幅検査（PCR等）基礎研修

- 1) 日臨技がWebを活用した基礎研修
- 2) 令和2年6月中に実施予定、日臨技ホームページ（URL：<http://www.jamt.or.jp/>）に掲載。また、基礎研修は録画し、日臨技ホームページ上で常時配信、聴講可能とする。

2. 実地研修

日臨技が行う核酸増幅検査（PCR等）基礎研修受講修了者を対象として都道府県等と地

臨技において、調整し順次開催する。

第5 研修の内容、実施方法

1. 核酸増幅検査（PCR 等）基礎研修

〈カリキュラム：遺伝子検査の基礎ベースを中心に 240 分程度を予定。〉

科目	所要時間	内容
研修会の趣旨説明	30分	オリエンテーション
遺伝子の基礎	30分	新型コロナウイルスに関する遺伝子検査の基礎について
遺伝子検査の実例	60分	遺伝子検査における核酸抽出（RNA 抽出）逆転写反応、判定、核酸増幅検査、安全キャビネットの使用方法、滅菌个人防护具の着用、ピペット操作等
各メーカーの遺伝子検査の試薬及び機器の概要	120分	実例を通じて各メーカーの試薬・機器の概要を説明

2. 実地研修(実技指導)

1) 実施方法

基礎学科研修を修了した者は、都道府県等が定める日時場所において、実地研修(実技指導)を受けるものとする。

なお、実地研修場所、実施方法等については、都道府県等又は委託先と連携を密にし、最良な方法で実施すること。

2) 実技指導（例）

都道府県等において、実技指導方法は異なると思われるが、受講者の実力を勘案して指導する必要があるが、下記指導例を記載する。

ア 行政検査支援コース（高度な遺伝子増幅検査法：1回10名程度）

地衛研などで実施している RT-PCR 検査は難易度が高く訓練内容も高度な内容が必要である。そのため大学等の施設や地衛研、保健所などにおいて実地研修を行う（研修期間は支援者の理解度により決定）

〈具体的な実施指導内容、項目等〉

病原体検出マニュアル 2019-nCoV Ver. 2.9.1（国立感染症研究所発出）に従って研修を進める。

- ・ 検体の採取と保存
- ・ 材料、機器、器具および試薬、操作上の注意
- ・ RNA の抽出
- ・ 2-step RT-PCR 法、あるいは TaqMan プローブ を用いたリアルタイム one-step RT-PCR 法による遺伝子検査
- ・ 測定結果の判定
- ・ 精度管理

- ・試薬調整、個人防護具等の検査環境
- ・その他必要な事項

イ 機器の新設コース（Lamp 法等やや難易度の低い遺伝子増幅検査法：1 回若干名）

LAMP 法等を新たに導入予定の施設に向けた実地研修、LAMP 法の検査機器を保有する施設または大学等での実技訓練（研修は 1 日を想定）

〈具体的な実施指導内容、項目等〉

- ・検査実施に必要な個人防護具・検査環境・備品等
- ・検体の採取・RNA の抽出
- ・検査手順と装置の操作方法
- ・測定結果の判定
- ・精度管理
- ・その他必要な事項

第 6 受講の手続き

- ・日臨技による核酸増幅検査（PCR 等）基礎研修の受講申し込みは、日臨技ホームページの「病原体微生物 PCR 等遺伝子核酸検査研修会」の専用ページから、受講の申し込み（会員、非会員を問わず）とする。
- ・都道府県等による実地研修は、日臨技が実施する核酸増幅検査（PCR 等）基礎研修を修了した者のうち、都道府県等が必要とする PCR 検査要員に対して実施するものとする。

第 7 研修会の実績報告

都道府県等から実地研修（実技指導）を受託した地臨技は、本研修会終了後、委託契約に基づく報告並びに下記事項を作成し、都道府県等に提出するものとする。

- ① 開催日及び開催地
- ② 研修会参加者及び修了者の氏名及び人数